

友の会活動の充実を図る方策に関する研究 — 他館の友の会やNPO法人の活動を参考にして —

A Plan to Enrich *Tomo no Kai* : The Involvement of Other Museum Support Groups and Incorporated Non-Profit Organizations (NPOs).

*佐藤 仁 *渡貫 健 *山口 剛
Hitoshi SATOU Takeshi WATANUKI Takeshi YAMAGUCHI

概要：千葉県立現代産業科学館友の会（以下科学館友の会）が設立してから約9年が経過した。この間、博物館を取り巻く環境や、社会の情勢が変わってきた。科学館友の会活動を充実するためには、これらの変化に則した見直しが必要となる。そこで、科学館友の会の現状と課題を把握し、活動充実のための具体的な方策を提案する。特にボランティア集団、NPO法人としての活動による充実を図る方策について考察する。

Abstract : Nine years have passed since the Tomo no Kai of the Chiba Museum of Science and Industry was established. In the meantime, circumstances and societal needs that impact on the Museum have changed. To enrich its activities, the Tomo no Kai needs to adapt to these changes. This paper will outline the tasks ahead, and offer concrete proposals for appropriate strategies and activities. In particular, it will examine the way that volunteer groups and Incorporated NPO can play effective roles in these activities.

キーワード：友の会、ボランティア、NPO、連携、支援

Key words : Tomo no Kai, volunteer, NPO (Non-Profit Organization) cooperation, support

1 はじめに

日々進歩する科学技術を迅速・的確に把握し、展示や講座を通じて社会に知らせていくことが当館の使命の一つである。また人々の多様なニーズに、博物館の立場でできる限り応えていくことも重要な使命である。

今日、生涯学習の充実が叫ばれ、当館もその一翼を担うことが求められている。展示や講座を整備し、市民に満足していただくことが大切であると同時に、市民にも展示や講座、博物館運営に携わっていただき、今までとは違った満足感を持っていただくことが重要となってきた。具体的には、例えばモニターとして多様な観点から当館に対する意見を提示する、ボランティアとして展示を作り上げる、来館者に展示を解説する、講座の講師となるなどが挙げられる。

これらの取り組みは当館の活動を支援していた

だくものであり、当館にとっては市民のニーズを把握しやすくなることや、多様で優秀な人材の活用が可能になることが予想され、より充実した館運営を行うことができるようになると考えられる。

当館の活動を支援していただくことを目的とする団体の一つに「千葉県立現代産業科学館友の会（以下、科学館友の会という）」がある。当館を取り巻く環境や社会情勢は、平成6年の開館時と較べると大きく変化した。これらの変化に対応できるよう、科学館友の会も変革が必要な時期を迎えている。自主講座・イベントの充実、モニターやボランティアの育成・提供等により当館への支援活動や当館との協同の活動をより充実させることが必要である。本研究では他館の友の会やNPO法人の活動を参考にして、科学館友の会活動の充実を図る方策に関して考察するものである。

2 科学館友の会の現状と課題

ここでは科学館友の会の現状を分析し、課題を把握する。

(1) 現状

科学館友の会は開館から約9ヵ月後の平成7年4月に設立された。設立の趣旨書によれば、「自ら学習して自分自身を高める文化サークル」として「支援活動」「交流活動」「情報サービス活動」を行い、将来的には「活動成果の一般公開・博物館活動に協力するボランティア活動の実施を目指す」と記されている。千葉県立現代産業科学館友の会規約(資料1)第2条・会の目的には「科学

館の活動を支援するとともに科学館内外のさまざまな活動を通して、会員相互の親睦を図り、会員の産業及び科学技術への理解を深めること」と謳われている。しかしながら、会員の入会動機は「様々な特典があること」、「参加したい友の会事業があること」が圧倒的に多数である。

平成15年度の会員数は143件・359人、前年度から継続して入会する会員数は各年度とも50%前後である。運営経費は会員からの会費のみでまかなわれ、その規模は約60万円である。表1に平成15年度事業を示す。

表1 平成15年度事業

期 日	事業内容
平成15年5月11日(日)	総会
6月7・8日(土・日)	「青少年のための科学の祭典」の会場にて広報活動
7月13日(日)・8月23日(土)	工作教室 「リモコン式ロボットをつくって動かす」
7月17・18日(木・金)	特別展説明会(当館との共催事業) 「スポーツの科学」 ― 知ろう! さわろう! ためしてみよう ―
8月23日(土)	作品発表会及び工作教室 「火星からやってきた!? 謎のねばねば(スライム)」
9月15日(月)	バスツアー「高エネルギー加速器研究機構・筑波宇宙センター見学」
11月27日(木)	産業技術史講座(当館との共催事業) ・東京湾視察(若潮丸から) ・成田仲町通り(成田山参道)沿いの建物見学 ・三里塚御料牧場記念館見学
平成16年1月5日(月)	映像ホール新作上映会(当館との共催事業) 「新作4作品鑑賞」
1月31日(土)	お楽しみ講座 「視覚の不思議・光の不思議」
2月8日(日)	東京下町の小さな博物館めぐり ・江戸下町伝統工芸館 ・太鼓館 ・東京復興記念館 ・田河水泡のらくろ館 ・工匠壺番館 ・工匠式番館 ・深川江戸資料館
3月20日(土)	作品発表会及び工作教室 「クリケットワークショップ: 電池で動く小さなコンピュータ」

(2) 課題

前述したように、現行の科学館友の会は設立の趣旨、規約に謳われている目的が完全に達成されているとはいえない。現状を分析し、課題を挙げてみる。

- ア 自主的・主体的な活動が少ない。
- イ 参加者としてではなく、主催者として自分自身を高める場が少ない。
- ウ ボランティアとして活躍できる場が少ない。
- エ 収入が少なく、事業の拡充が難しい。

オ 継続して入会する会員の割合が低く、長期計画に基づく事業が立案しにくく、また実施しにくい。

3 他館の友の会の活動例

— ミュージアムパーク

茨城県自然博物館友の会 —

*ミュージアムパーク茨城県自然博物館は茨城県南西地域にあり、千葉県からも北部を中心に来館者が多い。開館は当館より5ヶ月遅れの平成6

*茨城県岩井市大崎700

年11月13日であり、平成15年度は10周年を翌年に控え、活動を見直す絶好の年である。

友の会は開館と同時に発足した。館が養成したボランティアが中心に事業を計画し、その事業に参加をしたい会員とともに活動してきた。友の会会員には入館料無料、主体事業への参加、ミュージアムショップでの優待などの特典がある。一般の募集による入会者とともに、館に登録されたボランティアも入会する。発足年度、会員数は1,042件でスタートした。一時期減少したものの、会員数は順調に増え、平成14年度末には1,438件、人数にして5,613人を数えるにいたった。平成13年度の会員が14年度も継続して入会した割合は73%と高く、長期的な展望に基づく活動や、継続した活動の充実、質の高い活動、良質な会員の多さをうかがうことができる。

平成14年度の活動は大きく7つの事業から構成されている。

- ① 会議の開催
- ② 会報発行
- ③ 印刷物配布
- ④ 主体事業（主催・共催・後援）
- ⑤ 付帯事業
- ⑥ ミュージアムフレンズ事業
- ⑦ 10周年記念事業

この中で⑤付帯事業、⑦10周年記念事業について詳しく説明する。

まず付帯事業であるが、これは活動経費を得るための収益事業である。具体的には次の3つである。

- ① ミュージアムショップの運営（委託）
- ② 自動販売機の運営（飲料水：直営5台・委託4台、アイスクリーム：直営2台）
- ③ 記念メダル販売機・刻印機の運営（委託）

これらによる収入は、会費収入、その他の事業収入と合わせて活動を支える経費にあてられる。15年度の活動には、これらにオリジナルグッズの開発・販売が加わった。

次に⑦10周年記念事業についてである。この事業は友の会の10周年を記念するためにチームごとに検討を進めていく事業である。

- ① 10周年記念行事検討チーム
- ② オリジナルグッズ検討チーム
- ③ 10周年記念誌検討チーム
- ④ NPO法人化検討チーム

特筆すべきは、10周年を機に友の会をNPO法人化する検討が始まったことである。ボランティアの活動が充実し、活動の場は館外へと広がりつつある。館と連携しながらも館外での活動を活発にするためには、信用を得られる会であることは重要なことである。また付帯事業における収益を増やすための方策として、NPO法人化も一つの選択肢である。しかし法人化には後に述べるようなデメリットも多くある。さらに館のボランティアとして館との深いつながりを持って活動してきた組織であるので、NPO法人化によりその活動目的が変わり、館とのつながりが希薄になることを危惧する意見もある。今後時間をかけての議論を経て、どのような動きになっていくかは興味のあるところである。

4 NPOについて

(1) NPOの現状

NPOとは非営利組織のことをいい、Non-profit Organizationを略したものである。この組織は市民の自発性に基づき、営利を目的とせず、自立的・継続的に社会サービスを提供する団体である。NPOの活動は自発性・非政府性・非営利・自立性・継続性・公共性・組織性の下に「不特定多数」を対象として行われる。「情報化」「科学技術の振興」「社会教育」など17分野のいずれか、又は複数の分野で活動する。NPOはしばしばボランティアと混同されるが、ボランティアと大きく異なる点が3点ある。1点目は活動に対する対価の問題である。NPOは活動に対して対価を受け取り、利益を上げることができる。利益は有償

スタッフの賃金を含め、活動の維持・拡充に使うことができるが、会員に分配することはできない(非営利)。これに対して、ボランティアは原則無報酬である。2点目は、NPOはある目的のために組織的に活動するのに対し、ボランティアは自発的に社会活動を行う個人であるという点である。3点目は活動の継続性である。NPOが長期にわたり、各団体が掲げる約款内容の達成に向けて継続的に活動するのに対して、ボランティアは活動が単発的であることが多い。

平成10年、特定非営利活動促進法(NPO法：資料2)が施行された。この法律の施行により、営利を目的とせず、なんらかの社会的な目的のために活動している民間団体が簡易に法人格を取得できるようになった。この法律の施行により、NPO法人は全国で14,657件、千葉県においては544件(平成15年12月末現在)を数える。これまでは行政・企業という2つの部門がさまざまな社会的課題の解決に取り組み、またサービスの提供を行ってきた。今後もこれらの部門の活動の重要性は変わらないが、一方では活動の限界が見えてきた。そこで多様な発想や活動のNPOが行政・企業と並んで重要な役割を担うこととなってきた。

千葉県では「NPO立県千葉」の実現を目指し、平成15年3月、「千葉県NPO活動推進指針」が策定された。ここでは6つの「指針の基本原則」に基づき9つの「指針」を示してある。さらに指針の目標を達成するための26の先導的事業を「行動計画」として掲げてある。さまざまな活動主体がどのような取り組みを進めていくのかということ、行動計画で明らかにしている。

NPOには法人格を持つものと持たないものがある。法人格を持つNPOのメリットを以下に挙げる。

- ① 契約・所有の主体となることができる。
- ② 個人と団体の資産の区別が明確にできるようになる。
- ③ 法人に関する色々な情報が公開されるの

で、一般の人のアクセスが容易になる。

これらの結果NPO法人は個人や任意団体より信用が得やすくなる。活動範囲は広がり、活動がスムーズに行えるようになる。

他方、法人格をもつことによるデメリットとして次のことが挙げられる。

- ① 金銭的な負担(法人住民税を始め様々な税金・社会保険料の負担など)が増加する。
- ② 手続きの手間が大きくなる。
- ③ 法人としてのルールに則した運営や情報公開を求められる。
- ④ 行政の監督下に置かれる部分が増える。

これらのメリット、デメリットを知ったうえで、法人化をするか否かを決定するものである。

全国のNPO法人の活動分野を多い順に並べると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」(58%)、「社会教育の推進を図る活動」(47%)、「まちづくりの推進を図る活動」(39%)と続く。博物館の活動に関連深い分野の状況は「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」(31%：4番目)[33%：5番目]、「科学技術の振興を図る活動」(1.2%：16番目)[0.7%：17番目]となっている。()内は全国、[]内は千葉県での割合、順番を示す。

(2) NPO法人の活動例

ここではNPO法人の活動例として、市原市を拠点とする「*NPO法人 コミュニティーフォーラム上総更級会」並びに兵庫県立人と自然の博物館のパートナーとして活動する「*NPO法人人と自然の会」を紹介する。

ア NPO法人 上総更級会

(ア) 目的

この法人は個性豊かな地域社会の実現に資するため、歴史・文化・芸術・教育福祉活動に関するネットワークの確立を図るとともに、地域間の交流及び国際交流事業を推進し、もって地方自治体や企業・地域の住民等との協働の下に、創造的で文化的な地域づくりの推進に寄与することを目的

*市原市五井5505

*兵庫県三田市弥生が丘

とする。(定款第1条)

(イ) 設立までの経緯

母体は市原市で文化的な活動を行なうサークルである。このサークルは10年ほど前から10数名のメンバーで活動していた。活動の一環としてメンバーのための勉強会の他に、一般市民向けの講演会などの企画も行なった。しかし著名な講師を迎え素晴らしい内容の講演であっても、サークルの知名度が低いために参加者が少ないことが実情であった。また運営費の捻出についても困難が多かった。このような状況を脱し、活動をより充実・活性化する方策としてサークルのNPO化、NPO法人化が考えられた。NPO化への動きには地元のロータリークラブ会員が積極的に協力し、彼らの人脈などを通じて多くの地元の法人・個人を会員とすることができた。そして平成14年6月にはNPO法人として認証を受け、活動を開始した。

(ウ) 会員数

市原市の文化振興を目指す会員を中心に155人の会員で運営している。

(エ) 主な活動内容

青少年の健全育成・生涯学習の推進・地域文化芸術の振興のため、小中学校への出前講座・社会人対象の講演会・音楽会・演劇等の公演を実施していく。

(オ) 平成15年度の活動

NPO法人としての活動2年目でありながら、会員の多大な努力により講師として多くの専門家を集め、また市原市の小学校を中心とした教育機関との密な連携により、とても充実した活動が実施された。オペラ「夕鶴」の公演は、芸術文化振興会基金助成事業として多方面より注目された事業である。表2に平成15年度事業を示す。

表2 平成15年度事業

	事業名	内容
1	学校支援講座 「出前講座」	22の文化講座を地域の学校と連携しながら「出前講座」として実施

2	社会教育講座 「講演会」 「パネル ディスカッション」	今日的課題に焦点を当てた講演会と、高等学校における進路指導の一環として職業に関するパネルディスカッション
3	上総 朗読コンクール	上総地方に題材を求めた自作・他作の詩等を題材とし、如何に聞き手の心を捉えたかを競うコンクール
4	市原市市制40周年 記念公演オペラ 「夕鶴」	日本の代表的民話劇「夕鶴」のオペラを、プロ、市内オーケストラ、公募の子ども等の参加で公演

イ NPO法人 人と自然の会

(ア) 目的

広く市民が自然のしくみを知り、人と自然のかかわりについて考え、人と自然の共生について理解を深めることを目的に、普及啓発事業や調査研究を行うことを目的とする。

(イ) 設立までの経緯

兵庫県立人と自然の博物館では平成5年より文部省（当時）及び兵庫県の事業として、博物館事業の協力者を養成するため「ボランティア養成講座」を実施した。そして講座修了者が中心となり、ボランティアグループが結成された。平成8年、このグループが行なった市民向けイベントの成功を機に活動が活発化し、平成10年に「人と自然の会」が発足した。手作り工作や植物観察会など自主企画によるプログラムの展開、様々な博物館の事業との連携など、博物館と市民をつなぐ団体として一層活発な活動を行なった。会員数が100人を超えるようになると、社会的にも経理面でもしっかりした運営が必要との気運が盛り上がった。同じ時期にNPO法が施行されたこともあり、「館内から館外へ、より広い活動」を目指し、平成11年10月に「NPO法人 人と自然の会」が誕生した。博物館ボランティアが母体となってできたNPO法人の第1号である。

(ウ) おもな活動内容

「人と自然の会」は自分たちで資料を集め、調査し、その成果を展示や事業で発信することを目指す。具体的には「市民向け普及事業」「博物館

との共催事業」などを行っている。活動の場は兵庫県立人と自然の博物館はもちろんであるが、広い範囲に及ぶようになりつつある。NPO法人としての活動実績が評価され、各種団体から環境、ボランティア等に関連する委託事業の実施も予定されている。

(エ) 会員について

会員は70人の正会員（一定回数以上の活動に参加し、会の決定事項に議決権を有する）と11人の準会員（活動に参加する回数が少なく、議決権なし）から成っている。事務局を含め有償スタッフは無く、全員が無償にて活動している。会員全員がボランティアであるとの意識を持ちながら活動している。会の登記、経理もすべて会員が行なった。しかし今後は事業規模が一層拡大するものと予想され、有償の専従スタッフの導入も検討されている。

(オ) 兵庫県立人と自然の博物館との連携

「NPO法人 人と自然の会」は独立組織として、自然保護活動や調査研究など、積極的に情報発信するとともに、博物館事業への協力を行っている。人と自然の博物館との間で「相互協力協定」を締結し、相互の協力関係を確認している。人と自然の博物館では平成9年から、毎月1回ボランティアデーを設け、博物館を舞台に、ボランティアが自主的に活動する場を提供してきた。現在では毎月第3日曜日の「博物館の日」に「ドリームスタジオ」を開催し、様々なイベントを実施している。博物館との連絡・事業調整は、博物館が毎月2回実施する事業推進会議に出席して行なっている。博物館ではシンクタンク事業室が窓口となり、外部の団体との連携などに対応している。

5 科学館友の会活動の充実を図る方策

前述の科学館友の会の現状と課題を基に、活動例として取り上げた3つの団体の取組を参考にし、科学館友の会の活動の充実を図る方策について考察する。

(1) 事業の見直し

科学館友の会が主催する事業の目的を明確にし、その達成のために妥当な事業であるかを見直す。以下の点に留意して事業を計画、実施する。

- ① 現代産業科学館の友の会にふさわしい事業。
- ② 受講者の年齢、能力、知識、専門、経験等を考慮して、対象を明確化した事業。
- ③ 新たなことを学ぶことができたり、既存の知識を深化することができたりして、受講者として満足できる事業。
- ④ 知識、技能、経験等を伝えることを通じて、指導者として充実感を味わうことができる事業。
- ⑤ 受益者負担などの方策を講じて、科学館友の会の金銭的な負担が少ない事業。
- ⑥ 活動経費を補助するために、収益を上げられる事業。
- ⑦ 会員以外、当館来館者以外の方々も対象として実施できる事業。
- ⑧ 長期的な展望に基づいて計画・実施することができる事業。

(2) 多数の専門家が在籍する友の会

会員の中に様々な分野の専門家、多様な経歴・経験の方、科学館友の会を生涯学習の場、特に知識や技能、経験を他に伝えることのできる場と捉える方の比率を増やすことが必要である。この会員を中心に、科学館友の会が主催する講座・イベントをコーディネートしたり、指導していただく。さらに科学館友の会の会員によって多様な事業が実施できる環境を整備する。これらの会員を増やすためには、現代産業・科学・技術等の分野に秀でた人材がいる企業、研究所、学校等からの入会者が増えるよう、会員募集の方法を工夫する。

一方、専門家ではないが科学館友の会の運営を行ったり、当館の事業にボランティアとして参加する会員も必要である。

(3) 物的資源の整備

活動が充実してくると、物的資源の整備が必要

となってくる。科学館友の会としては、収益が上がる事業を実施し、その収益を使って物的資源の整備、事業の充実、新規事業の開拓を図ることができる。当館からは可能な限り施設、設備等の提供し、活動を援助する。

(4) 活動場所の確保

活動が充実すると、会員や当館への来館者だけを対象とした事業から、もっと多くの人々を対象にした事業への移行が考えられる。そこで当館以外にも活動できる場所の確保が必要となる。

(5) 外部組織との連携

他館の友の会、NPO、NPO法人、その他の組織と連携し、情報交換や共催事業を行う。今までとは違った視点で、新たな取組みを行うことができる。

(6) NPO法人化

前述のとおり、NPOは非営利活動の目的と継続性をもつ団体であり、ボランティアと区別されている。しかし実際の活動においては、会員個人のレベルでの区別は、厳密にできるものではない。まずは友の会主催事業の充実並びに当館の事業へボランティアとしての参加を行い、会員が主体的に活動できる場と機会を提供することが必要である。

法人化にあたり、組織経営面、経理面を担う会員が必要である。商工会議所、青年会議所などに協力をいただいたり、有償で専門家を雇用するなどして、このような会員を確保しなくてはならない。

会員からの会費収入だけでは、事業の拡充は難しい。収入を増やす方策として、賛助会員増、寄付、補助金、収益事業などが挙げられる。NPO法人に寄付をした個人・法人は税制上の優遇措置を受けることができるので、NPO法人は任意団体より寄付を受けやすい。またNPO法人は任意団体より社会的信用が高まるので、事業を拡大しやすい。併せて補助金を受けやすくなる。さらに契約の主体になれるので、収益事業を行いやすい。

会員数、質の問題を解決することができれば、科学館友の会をNPO法人化することは、財源確保の面においてはとても有効であると考えられる。

6 まとめ

科学館友の会の充実を図るためには主体的に活動できる人材、活動に利用する物的資源、活動を支える資金が必要である。他館の友の会やNPO法人がどのようにしてこれらを備えていったかを研究してみたが、その方策はそれぞれに特色があるものであった。これらを参考にして科学館友の会においての最善の方策を探ってみたが、実際に取り組みが始まると、次々と新たな課題が出てくるものと予想される。設立から9年を経て、科学館友の会には何事に対しても柔軟に取り組む姿勢が求められるところである。

平成10年、NPO法が施行されて以来、NPO法人の数は着実に伸びている。今のところNPO法人の活動全般に対して、定まった評価は出ていない。個々の法人ごとにその内容があまりにも異なり、全体を総括することは無理な状況にある。本研究では、2つのNPO法人の活動を参考とさせていただいた。どちらもNPO法人として素晴らしい活動を行い、成果を挙げている。科学館友の会においても、活動の充実を図る方策の一つとしてNPO法人化を視野に入れてみるのもよいと考える。

NPO法人は財源確保が容易であるとはいうものの、運営経費の大きさから財政的に厳しい状況にある法人が少なくない。特に保健、医療、福祉の分野においては、大部分が非常に厳しい状況にある。社会教育推進の分野においては、比較的順調な運営が行われているようである。

科学館友の会のNPO法人化については、自主的な運営、活動を支える会員の確保、財源の確保などの課題が解決すれば、とても有用なことであると考えられる。しかしこれらの課題の解決には、かなりの時間を必要とするであろう。当館を取り巻

く状況が大きく変わる時期でもあるので、十分な時間をかけて検討し、準備を進める必要がある。

科学館友の会の充実は当館の活性化につながるものである。また、当館も積極的に科学館友の会を支援する体制を整備する必要がある。今後も引き続き研究を続け、科学館友の会の一層の充実を支援していきたい。

7 謝辞

本報告書の執筆にあたり、次の方々にご指導、ご協力をいただきました。この誌面をお借りして感謝を申し上げます。

ミュージアムパーク茨城県自然博物館

企画課長 森田修氏

教育課 主任学芸主事 滝本秀夫氏

企画課 係長 村山哲氏

NPO法人コミュニティフォーラム上総更級会

副理事長 常泉健一氏

兵庫県立人と自然の博物館

主任研究員/生涯学習事業室長 高橋晃氏

シンクタンク事業室 主任研究員 佐藤裕司氏

NPO法人 人と自然の会

理事長 古布充氏

コーディネーター 清水文美氏

8 参考資料

- 1) 千葉県環境生活部NPO活動推進課
「千葉県NPO活動推進指針～NPO立県千葉の実現に向けて～」 (2003)
- 2) 千葉県環境生活部NPO活動推進課
「千葉県パートナーシップマニュアル」 (2004)
- 3) ミュージアムパーク茨城県自然博物館
「ボランティア活動5年間の歩み」 (1999)
- 4) 兵庫県立人と自然の博物館 館報2002 (2003)
- 5) コミュニティフォーラム「上総更級会」通信 (2003)

資料1

千葉県立現代産業科学館友の会規約（一部抜粋）

（名称及び事務局）

第1条 この会は、千葉県立現代産業科学館友の会（以下「友の会」という。）と称し、事務局を千葉県立現代産業科学館（以下「科学館」という。）内に置く。

（目的）

第2条 友の会は、科学館の活動を支援するとともに科学館内外のさまざまな活動をとおして、会員相互の親睦を図り、会員の産業及び科学技術への理解を深めることを目的とする。

（事業）

第3条 友の会は、次の事業を行う。

- （1）会報の発行
- （2）科学館の教育普及活動への協力
- （3）その他友の会の目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 友の会は、友の会の目的に賛同する者をもって構成する。

2 会員の区分は次のとおりとする。

- （1）子供会員 小・中学生が入会する場合
- （2）学生会員 高・大学生が入会する場合
- （3）一般会員 個人で入会する場合
- （4）家族会員 同居している家族で入会する場合
- （5）団体会員 子供会等の地域団体、小・中・高等学校のクラブ等の団体で入会する場合
- （6）賛助会員 本会の活動を支援する個人又は法人で入会する場合
- （7）名誉会員 本役員会において推挙された個人又は法人で入会する場合

3 会員の資格を有する期間は、入会の日所属する会計年度とする。

資料 2

特定非営利活動促進法（一部抜粋）

第一条（目的）

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

第二条（定義）

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

- 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行なう活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

第三条（原則）

特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第四条（名称の使用制限）

特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

第五条（その他の事業）

特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない